



安富筆記
八

八

1曾5
494
-8



ぬるべし竹をさくし水前をさくしと云ふべし
續世継り足んば尺八の姫よわらひ尺八
と吹事すゝせふらと再い吹あふと云
ふるべし

續世継物一内貞丈形 卷六の終

百太夫屋んしと百殿上人よりうまげ也

百太夫の百もを数あまのつと云也太夫も伝
太夫も口位女位の人なり口位女位は地下の位
なり世にも早殿とやうなふ人も殿上よりさやふ
也これを殿上人と云御幸の時殿上人の御供
さうふと云ふ伊通といちもやうソノキキト物り

しつかもしけきを地下の伝ち度し殿上人
になりたるとりふ事と百太夫の度しける殿上人
よりなりしと云伝つる也百太夫と云ふ世の
まぶあをと百殿上人といふ人よりなりし
の利也

半志りのるるうさぬ

半志りの物衣と云と畧して半志りと云うも
と也物衣の如くし油らうは紐結と云ふ
むしびと云へくは物也その紐結と云ふ
図式より見えたり

一寸ねし

一丁をちいさくかゝるくしたとせぬとせぬ
とせぬ也かゝ斗の事ありとも日記は書るべ
るぬり

日のくまは月ある日のくまは月あるは
天子の出するの時申服と月の敷を以て日の敷
ろくくはあつる三月の申服と三日はあつる也
巻七 河内馬ののせし

河内馬をふるのせしを前とあけをえつる也
河内とては陸奥とあつるものせしはあつる也
ゆいし也けふるの上平なりし河内ふるをえ
まはりしあえとほつるまつりしなり

お月田樂

こせは世の中は田樂をやりつるは人ありまらぬ
樂とせしは田樂とせしはつる
大くつるは車に紋ありあつるは太神の事
のどんとくつるは借物大聖食見えり

河内御封

河内字度作はアヤマリ也

河内莊園也封ハ御封也右上天皇三官等御封ア
り封戸の民戸ヲ御領ニアテ行ハクナリ

河内御封

河内も御封とも云ハ御封と御封と云

神主を神々新事とマス者るゆへ孫宮といふ也
新ノ字ヲ祓ふも祓く事も也去るハイカイ歎也
海氣^いとこのこころけん^んを^ん祓^んこそ
そてをうけ^んのゆ^へとる^ん也

巻九 まる此布あま

まるも魚のり也魚箸貞板とよなるも一なる
とま^いを^んを^ん一^つ一^つを^んせ^りの^りの^り也
地^の子^もあ^ませ^りの^り板^も合^せて^りあ^まり^る
浮橋寺ノ傍正が腰あひ廻くうりて魚を好みて
る^りと^り法^のの^りあ^まを^り修^りて^りゆ^んと^り
く^りて^り魚^と和^りて^り固^りと^り遠^りし^也

袍ハ人のさぬとヤハれ菘米のう^りを^んい^はす^也
くも上^は玉^の川^の袍^となる^人ヤ^ハれ^として^る素^袍
と書^りを^んも^も袍^との^り也^也但^も素^袍と書^んか^ら
く^りや^たい^て袍^とを^んい^はす^也

素袍と人のさぬとヤハれ^{ウハツヌ}表衣の二字の訓をい
表^はあ^りて^るも^の也^也末^は帯^ハ朝^服也^也東
帯^ハ初^下髻^甲臂^等と^りて^るも^の素^子は^らを
して^る袍^とを^んい^はす^也人のさぬとヤハれ^相股^とあ^りる
る^股を^んい^はす^也た^つと^りて^るも^の股^とと^りて^る
と^りて^る人のさぬとヤハれ^又素^袍と^り
ア^股を^んい^はす^也素^袍と^りて^る素^袍と^りて^る

ハアヤチリノ子ハ素禰ハナリ書ニハモアハ世素
袍ハモリセカニツシハモ道ハ和泉武部ハナリ
法ハモリモアハ田ツカハナリそのモアハ
トクハモリモアハモアハナリハナリハナリ
テハナリ

袍ハ素禰衣冠ハ斗用ハナリハナリハナリ

ハナリ

将衣ハナリハ直衣ハナリハナリハナリハナリ
ナリハナリハナリハナリハナリハナリ

是將衣ハ上下具ハナリハナリハナリハナリ
ハナリハナリハナリハナリハナリハナリ

ハナリハナリハナリハナリハナリハナリ
ハナリハナリハナリハナリハナリハナリ
ハナリハナリハナリハナリハナリハナリ
ハナリハナリハナリハナリハナリハナリ

十徳 ハ徳モ志モテ様チハナリハナリ

十徳 ハ徳モ志モテ様チハナリハナリハナリ

八徳モ志モテ様チハナリハナリハナリハナリ

十徳 ハ徳モ志モテ様チハナリハナリハナリ

十徳ノ形モ素禰ノ如クモ高徳モアハナリ

ぬい連のそ羽織のぬい麻布もも葛布もも
縫い糸の何れとあるは紋と附らるももあいの
ぬいさくともあつ侍のさういむふいもあつ
あつさうもあつあつ侍も異儀の時も
十徳さる也鹿苑院藏高徳の供奉の侍十徳
高徳の意恩院伊勢高徳も供奉の侍十徳
一ゆ也古伝又久くいふも

公方様御こくまの御時おこくも十徳といふ
京都もくも門跡のこくも十徳といふも十徳
異くもくも昔も御高徳といふも今も御
高徳といふも御高徳といふも御高徳

一今世醫師の意もくもあつ御高徳といふも御高徳
御高徳といふも御高徳といふも御高徳

一八徳といふも明波の別名也十徳といふも御高徳
八徳といふも御高徳といふも御高徳

すまの考

雅亮装束抄 アハハの考 アハハの考
あつさくといふも御高徳

中山素徳云雅亮抄にすまの考
のきの字又溜息とすし侍住の杉扇と書け
しりし侍住しりし御高徳の外顔のすまといふ

凡ゆる種に画、これ透扇なり、
扇の形、
貞文答云、
方彫透下仕立形、
透扇、
と見え、
とありん

寮之字之事

左右馬寮主殿寮ト寮之字用更次如何
寮ト申時ハ新門ノ事此如如何

予答寮宮、
宮寮也同官、
如見え、
此見え、
如見え、

佛家ニテ客殿ト云カコトシ
玉篇ニモ官寮ト有之、
佛家ニテ客殿ト云カコトシ

寮ハ小窓也揚升庵曰古人亦指扇著同窓為義
ト云ニ、
寺鳴臚寺等唐ノ官舎ノ名也院モ官名也

凡ゆる種に画、これ透扇なり、
扇の形、
貞文答云、
方彫透下仕立形、
透扇、
と見え、
とありん

御位署事

内大臣征夷大將軍正二位行右近衛大將源朝臣
御名

内大臣相當ナシ征夷大將軍相當无シ相當ナ
キヲ捧物ト云捧物ニツアル時ハ文官ヲ以テ
武官ノ上ニ書セ捧物ニハ兼ノ字ヲ不書右近
衛大將ハ相當後三位也正二位ノ位ニテ後三
位ノ官ヲ勤ル故行ト書ク惣シテ行ト云ハ高
キ位ヨリ卑キ官ヲ勤ル時ハ行ト書ク高キコ
リヒキ、ニユリ意ナリ淳和學西院ノ別當
氏長者等ヲ書ク事古例ナシ御監モ書ク事古

例ナシ

キリコノ事

先日答云切觚也觚ハカト也ト此考誤也キリハ
訓ニテ觚ハ音ヲ用ル事ハ有ニシキ事也熟考ニ
ポト云ハカトヲ細タル也カドノ切コトナシ也是
ニテハキリモコモ皆訓也

貞文考

桂秋齋カ連作セル武門故実百箇條ノ下ニ信玄
ハタテナシノ鑑ハ紙製ニテ上ハ鉄物ノ飾リシ付リ
ル也ト云忠寄云小谷守本ノ話ニ或人云甲斐国

山梨郡於曾村五郎ノ社ニ夕テナシノ鎧納リ
リト云傳来ヲ聞サレハ信物ナル歟疑シキ物也
此鎧紙製ナルニ右ノ如ク云ノ歟紙製ノ鎧ノ
事錦繡萬花谷後集卷之北甲冑ノ條、
徐高拜河中節度置征軍九千人鎧紙為鎧
矢不能動六帖

秋齋コレヲノ事ニ依テ作説スルカ按ルニ紙ヲ細
ク巻ク、ミテ札トシテ鎧ヲ威シテハ異國ノ矢
ハ通ルニシキナリ紙ヲ折リタ、ミ多クカサ子テ
切りテ見ルニタマスクハ不切ツキテ見ルニシハリ
テツケザル物也能考ヘ威シ日本ノ矢玉モ通ラ
ナル様ニ威シ出来セバ輕クシテハタラキヨキ
鎧ナルヘシ

襪紙

襪

字彙ニ襪摺置衣也
小神韻會ニ猶卷也

説文ニ襪ハ鞞衣也

摺カシク カシク カシク

徐高ハ唐ノ徐高字義聲ナリ

忠寄考

襪夕、ムトヨム又衣ノヒダモ此字ナリク、
ムトハ折ル事ニハアラズ重スル事也襪紙鎧ハ
糊ニテ紙ヲ幾重モ厚ク重子テ張りテ鎧ニス
ルナルニキ歟製不知

一 紙鎧製作傳
フノリヲ水ニ浸シ取上ケ紙ニ包ニ浸
火ノ灰中ニ埋ムシヤキニシテ取出シスリバ子ニ
ニスリ棟浪ヲ交テヨキカケルニユルメスリ合テ
此糊ニテ紙ヲイクエモ重子テイタメカニニス
ルナリ其度毎ニノリヲ引テノリノ上ニスナリウス
クフルヒカケテホシトケ又其コノリヲ付ケ紙ニモ
ノリヲ付テ張リカサ子厚サ一分ハカリニシテ鎧
ニスレハ兵又貫ク事ヲ得ズト云試サレハ用難シ
一 源家ノ楯毎モ武田ノ楯毎モ紙製ナル莫古書ニ
曾テ見ガル事ニテ秋斎カ書ニ始テ記タリ秋斎
ガリノ妄作ナリ取ニタラズ

一 錦繡万花谷ノ襷紙鎧如何ナル製作カ知ラズ
カラノ又物ハ鈍シ矢鏃モニブカルベケレバ紙
鎧ノ制ニテモ貫クマシ此方ニテモ昔矢軍ハカ
リノ時ハ紙鎧ヒテモ宜シカラシ歟サレ共此方
ノ矢シリハ甚銳ケレバ心モトナシ昔矢軍ノ時紙
鎧ヲ用ヒシ事何ノ書ニモ見ヘスカラモ此方モ後
代鉄炮出束テ鉄鎧タニ貫レバ紙鎧ハ猶貫クベ
シ鉄炮ニアラズトモ言ニテモ敵ヲ七八間近ク
待受テ射レバ鎧ヲ貫ガル事ナシ是ヲニテ敵
ヲ射ル習也鎧ヲ射テ試ルニ貫タリ鎧ノ鉄製
タニモ言ニテ貫リ況ヤ紙製ヲヤ猶鉄炮ニテ

貫カニ事ハ必定ナリ近世ノ軍者ト云者共ク、
ミノ上ノ思案ニテサニク毎用ノ事ヲ巧ニ出
シテ弟子ヲ欺ク者多シ秋斎ハ武人ニ非ズシテ
武門故実百箇條ト云書ヲ著シサニクバカウ
シキ事共ク述ベ事説ヲ作テ人ヲ欺クナリ
割鞘太刀トハキザミサヤノ書誤ニテ可有ク候
狐矢トハ流矢ノ事ニテ候射手ハ不見シテ何方ヨリ
共不知矢飛来候間狐ノ所打歟ト申心ニテ候
あやけといんりもあてぬまじり 結解なるなる
まの道なり

結解るし 貞文とまじりくは何とよむん志

らひと志どけるうとやまひへき 結の字は
志の又志をるれあけり 解の志と志とけ
るし志めけるの男流解の志めと世と
さしとせざる志どけるうとや

西行繪巻物の内 海田采女相保ノ画後二御門院
文正年中之人也ト云

遠江玉天龍のワケりヨキウ 法義て舟の志
れもあれしとてや 教とめりては不
のしられ血なうれて何ん 西行うらりて
うきあをるえんねり ちとんそともるは師
あれうらうらき けしそそいし けしそそ

るしひららしはほろもものしあんとくし
くし もろれより

曾我物語

きぬしきまきしきよしのはゆじとんてか

同書

きぬのつかしたきよしのきんちきしき

ひしきまきしたきよしのきんちきしき

花つきの折枝とかいふと 伊記 自文

これきのきまきしきよしのきんちきしき

けり 君なるさげよ 又

かききれ名は貴れたむとのを佛の忌世り

まらんりはさう物

ナキナクノ事

一 代衣 鈕並太サ

寸法 女之い

一 鈕廻り 数あつちとしてぬいよし 数ななるくし 紐

ぬい 折るや

一 袋 同折返

乳がきがよん折くしき物 紐がぬい

一 さうなる 空しくきよしき

一 紐し 不業かき

男し 持いぬはこし物

百練抄第八二条院忘保二年十二月十七日太上皇
供養蓮華王院准御存會有行幸

一宮職續浮説或問一冊入以覽以第篇名壺并美知
仙弓少江の是也所持信の多賀氏七可持少江人
百練抄第五鳥羽天皇永久二年十一月廿九日太上皇
供養蓮華王院行幸准御存會

同第六崇徳院長兼三年三月十三日得長壽院供
養上皇臨幸倫前守
忠盛造進之

百練抄第十六後深草院建長元年三月廿三日乙
未午刻許冷上起妍小踏室町子時風吹散四方煙
充滿九重三条以南八条以北西洞院以東京極以
西五条以南
及河原余始遙飛付蓮花王院御堂以下此日悉
燒又大外記師兼カ文書令燒失之

先日蓮花王院得長壽院之事以作聞の定与山城
名勝志子了方之以九の管見之以記分進呈仕以

京羽二重大全云蓮花王院在大佛殿南稱
三十三間堂崇徳院長兼

年中鳥羽上皇勅建得長壽院安置觀音像一千一
軀其後又長寛二年後白河帝建安安置觀音像一千一軀
梅新千躰是曰蓮花王院室治年中俱火之上文永年
中候アヒセテ为一寺更見百練抄

寺領十石九斗余
支配大佛南門前
松井参河

一 拙者方。京羽二重所打仕儀 其外京羽二重織留我
所持仕儀 此織留三枚層丁多し類むら神衣存
此を以て織留以下持りたる何れも借用仕儀
新了以上

平藏

宮方堪家大臣等石具云々

退紅と云々せく石連の何位何官より石連の
孔子の祭と江戸よりせきさいと云々古書に新奠と
多しいいと用紙云々

延喜式其外古書皆新奠と云々

袖扇と女のさぬ袖と云々なるの袖扇ト云
俵いと且又袖と黒色の袖と云々内への記
うを付て云々成し事

扇の若く袖と云々不祥の袖と黒色の事云々
云々

愚按男の装束の下と云々の袖也又同類みし
云々女の唐衣下と云々の五ッ衣と女の袖と
袖と云々付と打川扇云々袖と云々袖扇と云
云々云々

袖扇位より遠く云々云々装束要領
抄の後附より云々云々九枚と云々
扇と云々又仙臺家内室近侍取寄女云々

さく。すべくらすいものふとく
貞女云々の衣色定りぬし紫をへくす
いろとい紫のいろすこと紫束抄よきくいろと云
はくしはよをろをく

よをろいふかろの子あやまりぬしふからせ
書てよをろといふゆりやまきうろくよあ
といはゆきまのいつくみとよふゆり。をりとい
をろといふゆりやまきうろくよあ
をろといふゆりやまきうろくよあ
をろといふゆりやまきうろくよあ
をろといふゆりやまきうろくよあ

和名抄云太素経ノ注云 脚オタマシ切キ也
和名知曲脚中也

御成記

キソク

キソクトハ木ヲケツリテ者ナトニサスヲ云フ
キソク色々ノ形アリ金銀ノ紙ニテキソクヲ巻ク
モアリ。ツバカ。トシホク水玉ナトアリ

ツベグ

ツベクトハ貝ノ名也光螺ト書ク。ニイくツフリニ
似タル物也

フクメ

フクメトハフクノ鯛ナリ干鯛ヲ洗ヒ卒度アブ
リテニ十板ノ上置テ槌ニテタ。キヒシゲハ毛ノ

如ク細クナルラムシリテモルナリチダラニチ
モスル也

コガシ

コガシトハ小刺ト書テ小串モノヲ云

ラケシ

ラケシトハ魚ノ事ナリ何ニテモ魚ノ子ノ事

云

ケルク

ケルクトハフリノワタラエフ宗五大雙紙ニ見

（タリ

右ハ不審之系書内ノ覽覽ハ何事モ京都將軍

ノ時代ノ記録ニ入ルルハ又ハ不審シキ事ナリ

アハ作下ハ

小素襖ノ事昔より小素ハ衣ノ事ナリ

袖一幅ハ袴モビエ多クモ小素ハ別ノ事ナリ

神功記ニ神國トテモ後代ニ神國トヤト云々

遠東ハ西土トモ國ト稱スルモ神國トヤト

同クモ新羅トモ日本ト稱スルモ神國トヤト

トモモ神ノ字モ靈妙ノ稱モ神祇ノ神ノ字ノ

意味モモモ云々ハモモモ後代ニ神國ト云々

神國ト稱スル由ニ神國ノ稱ハ猶異ニ日本ノ

神國ト云々神國ト稱スルモ神國ト云々

サレバ唯神皇ノ御事ニシテハ

八条流馬蘇

公家ノ八條殿ノ子ノ事ニシテハ此
流ハ八條流トシテハ

少河孫系細定四代法皇ノ八條御孫
右ノ事ノ上ノ事ナリ此流ハ八條流トシテ

天子万福之事 但出書不知

梁武帝對羣臣問四聲調子之時朱弁進句答天
子万福

康平記 日落山西鐘鳴二點

日落山西

此語日山西ニ落日光隱レテ見テ薄暮ニ至ルイリテ時
ナリ酉ニ點鐘鳴トアルハ入相ノ鐘也然レ古ノ時ノ鐘ハ其
時ノ二點ニ至テ鳴ンタルヘシ右ノ文其證トスヘシ

右賢考ノ趣如此歟

貞文按古記ニ子一點丑一點或二點三點トアルニ鐘鳴ノ二字ヲ記シタル事ナシ常ニ鐘鳴ノ事ナル事ナル故ニ不記也康平記ニ鐘鳴ノ二字ヲ記シタルハ誤テ二點ニ鳴シタル故其變ヲ記シタル也愚説ニ一點ニ鳴ヘシト云フヲ賢意ニハ一點ハ日山西ニ落ル時ニ非スト推

シ給フハ彼記ノ本文ノ義理ニ違ハニ歟彼記
ニ日落山西トアルハ先ッ酉ノ一點ノ景氣シア
ラハシ示タル也此時鐘鳴ラズ二點ニ鐘鳴リ
タル故酉二點ニ鐘鳴ト注シタル也賢意ハ二
點鐘鳴ノ四字ニ執着シタニヒテ古ノ時ノ鐘
ハ二點ニ鳴シタル也ト新説ヲ立タニテ故義
理紛ニセリ

又云今譬テ云ハ、當時ノ事ヲ記録スルニ九フ
時ナラハ日在南天ト記セハ午ノ時ノ景氣明
也其下ニ午一刻ニ鐘鳴ト注スルニハ及ハズ
知レタル事也若シ午ノ二三刻ニ至テ鐘鳴タラ

ハ午二刻又午三刻鐘鳴ト注スヘシ是常ノ法
ニ違タル故注スヘキナリ常ニ定リタル時ニ
鐘鳴リタラニハ常ノ事ナレバ珍シゲニ記
ス事ハ毎キ也 古ノ一點二點ト今ノ一刻二刻ハ同カラ
ズ此事ハ右ノ論ニアツカラズ

五節の綵の中装束

^{アカキ}薄青色の装束のものを、袖白うわりを冠直衣と
て冠直衣と云ふ也装束拾要抄ニ直衣を禁色
也云ふ人等々春を表白キ志ス羅 有裏 又云裏
何事も年緒若年の人を紫成人の時次ナリ厚く
なく或は厚縹ともする也云々右の綵を表白キ裏
縹縹の直衣也表白キ也云々云々云々云々云々

表より後よりて序書より見ゆ也。神と直と表
の白さと子時とく折久しとてうらな用ゆ人をも
神をうら白く見ゆ也。 貞丈老

追啓

續日本記神龜三年九月庚寅内裏生玉来ト有之
兼燭譚ノ説誤レリ

貞丈母ニ生筮木トアリシヲ印本寫誤ニテハ
十中歛玉来ト筮木文字似タリ菴草ノ事ヲ筮
木ト書シニテハ十中歛

一復冬之装束之参左之通御坐候

禁秘抄恒例毎日常身帯云著御引直衣。 自至四月一日

晦日 夏也 自十月一日
至三月 晦日 冬也

夏冬装束之事右之通御坐候

艾納 廣志云し 西国ニイツ細艾ニ似タリ又有ニ松樹皮
上緑衣亦名艾納和名諸香ニ以テ可燒之

本州芳草之部ニ有之

艾納 恐クハ是ノ誤ナラン 且弥艾ニ候ハ、艾ニカキ不申
テハシニカ音無御座候

三々されあやしき物ばさるるもくさね
みぢりふるをうきつけゆるもいとこの
さしうらむらんさねといふくさねや
らんも亦さるるさるる古人のもの

とがりて

常改

うらなもいとほしくさふの三指
のねの
世の念もむらじ

天明二壬寅六月

市原のうへくそくあまとりり

貞丈

うらなもいとほしくさふの三指
のねの
世の念もむらじ
君やとく我やとくさふの三指
のねの
世の念もむらじ

俗事冗雑途急音同 梅花落盡東風尚寒 鷄窓安靜
否多伏請教如左

活套 出何書
字如何

久奉渴慕

台籠奉春来多君交未奉賀新正何幸
及雲互辱伏惟
玉體安健昌勝祈躍就受 令活套
二字未請出処
近日漁獵奉呈 座右今朝
鞅掌趨君事卒走筆奉
復試恐頓首死罪

三月朔日

平藏様

御近臣中

小田彈右衛門

平重虎云々皇太子辰靈元院ナクシ

靈光院御製

公イ千位亦イ千位ろくハよむ之の紫乃正親所相被イ千位らるハ
一りイ千位ぬの

公通

いらりぬぬとくくと相被イ千位らるえらるぬ公亦
の世又正親所

貞天云亦首イ千位もよふはく遠くうかひひ
一もいらと書りぬもい字テよ一一位いらぬと
書ぬのゆめ也

三

穀カクと植ウヅくウヅ白シラ和ニギハヤ幣ヒと遠トくト麻アサ被ウヅ植ウヅてウヅ青アヲ和ニギハヤ幣ヒと遠トくト

ア事古語拾遺イ千位よ見えしハ穀樹カクノキのおまはは白シラと
あともざり細コくコ事コトの頭カビは狭ヒくヒ白シラと
名はけ麻アサのくもぬのまイ千位とあともざりて細コと
串クシの頭カビは狭ヒくヒとあともざりて細コと
世ヨの目メとくク足タラシをば行ユキの用ヨウもえぬぬイ千位と
大オホとそと以ヨて礼レ意イと表ウはるは我國ニホの大オホ右ミの礼レぬ
とくは後ノチ代ノチの事コトも神カミとけぬとあともざりて
神カミも大オホ右ミの礼レぬとけくあつたイ千位とあともざりて
とえぬとあともざりてあともざりてあともざりて
代ノチ紙シとあともざりてあともざりてあともざりて
あともざりてあともざりてあともざりてあともざりて

事と漢工の風俗は川金と云ふて漢工とこれぬと幣
物と名ぬけ物幣と云と辨りぬと似たりと云と
子と云とP詞と幣ノ一字又幣帛の二字と川金と
書り帛と云とP詞と幣帛と似たりと云と
詞と云と漢字はりまゝと云と後と物と我國と漢と
似たりと云とP詞と幣帛の詞と漢字と云と似たりと云と
用と云と似たりと云と幣帛と似たりと云と
帛の字と云と似たりと云と後と物と我國と漢と
似たりと云とP詞と幣ノ一字又幣帛の二字と川金と
書り帛と云とP詞と幣帛と似たりと云と
詞と云と漢字はりまゝと云と後と物と我國と漢と
似たりと云とP詞と幣ノ一字又幣帛の二字と川金と
書り帛と云とP詞と幣帛と似たりと云と
詞と云と漢字はりまゝと云と後と物と我國と漢と
似たりと云とP詞と幣ノ一字又幣帛の二字と川金と
書り帛と云とP詞と幣帛と似たりと云と

伊藤平翁自文集

一 笥之事

よこそこの寸法はゆゑにたぬ
本と名ぬけ物幣と云と辨りぬと似たりと云と
子と云とP詞と幣ノ一字又幣帛の二字と川金と
書り帛と云とP詞と幣帛と似たりと云と
詞と云と漢字はりまゝと云と後と物と我國と漢と
似たりと云とP詞と幣ノ一字又幣帛の二字と川金と
書り帛と云とP詞と幣帛と似たりと云と
詞と云と漢字はりまゝと云と後と物と我國と漢と
似たりと云とP詞と幣ノ一字又幣帛の二字と川金と
書り帛と云とP詞と幣帛と似たりと云と

槍扇之事

寸法をいふは 大小をいふは

本を槍としていふは 亦不用す

女官の方として用ひし袖扇は 亦不用す

既方くは 女官の扇も 亦不用す

のれ

三月十八日

常政

奉答

一筋之事

和名抄ニ標唐韻云 標音永漢語抄云 佐久村抄不可書筋也

寸尺 堂上諸家ニ被傳來候筋寸法 長廿壹人ノ上ノ寸各不同候廣リモ不同候多ク候間 一々不記之候 其内高倉家ノ筋寸法ハ長一尺二寸六分半 幅上二寸四分

下一寸四分厚上三分半 下二分端 蛤又也

木ハ古ハ楳ヲ以テ作候後代飛彈圓ノ位山ノ櫟木

ヲ專用候ハ位山一位ト祝候心ニテ候然共櫟ハイ

ノ井ノカト也如此カトツカヒ違候ヲ祝ニ用候ハ

後代ノ事ニ而候歌ニ藍リ 違ニヨセテヨムト同日ノ

終ニテ候藍ハあわ也逢わい也あといトノカトツカ

ニ無差別ヨシ候歌後成定家比己來ノ歌ニ有之

候いらんいらぬノ差別ナキモ其頃以來ノ事ニ

モ候半歟

象牙ノ筋ヲ新ノ筋ト稱候是ハ御即位十トノ時

礼服ヲ着シ候時執リ候

ふくくと申はふくの木と申テ是も笏ニ削候文字
ハ拾ニテ候ヒガカキ共ヒサキ共云大和四ノ
方言ニテハふく志むト云又他所ニテふくの
木と云其葉ハまこと似たり大に似たり
くせり也木ノ色白くさめ細竹り

檜扇之事 寸法無之されハ大小有之大抵ハ一

尺斗有之候やう此物ニ定法ハ無之候ト見候

木檜より申候

如房の袖扇も定寸とてを所見ふし定無之故大小
板敷多少を之其製稍粗有之上藩上位ハ精製の
よりハしきと用交け一物のもよ不限り也

袖扇赤キ杉板より

奉答

一 和繪と申は唐繪と申す唐繪ハ孔雀鳳

凰獅子虎鸚鵡などの類唐花ろしとて唐り

し物と画しと申和繪と申は梅橘柳杜若

等燕ろしの類和繪ろしとて類の物と画し

と申

一 侍醫と申は侍りて侍師と申す

天子の御前侍りて侍師と申す

侍醫之職貞令職原抄ろしとて侍師と申す

侍師と申す侍師と申す侍師と申す

前川御二形してゆきとりの前を佐生

貞丈記

活套 未詳候愚案活ハ生也 猶言登套ハ長也

猶言大ノ事ノ大綱ヲ登ハツフルオコススルヲ活套ト云フ

ナラシ

右愚業ノ字義正意ニ違フヤ如何儒士ノ方(同)違

ニ候処イニ付返答無ク候返答 来候リ可申上候

一カスリノ事 先達而申上。古言ニ不及見取ハナク

昔も下り文の

一延喜式硯石出候処ノ國ノ名ハ若大藏式内藏式

女官装束一ノ形と画一ノ唐衣の内ハ髪と云

ハ一ノ形と画一水母子云是女官の地所ハ物々

の形と画一ノ形と画一水母子云是女官の地所ハ物々

ノ形と画一ノ形と画一水母子云是女官の地所ハ物々

ノ形と画一ノ形と画一水母子云是女官の地所ハ物々

ノ形と画一ノ形と画一水母子云是女官の地所ハ物々

ノ形と画一ノ形と画一水母子云是女官の地所ハ物々

ノ形と画一ノ形と画一水母子云是女官の地所ハ物々

ノ形と画一ノ形と画一水母子云是女官の地所ハ物々

ノ形と画一ノ形と画一水母子云是女官の地所ハ物々

云々その女房の立つたけはあやうと云々
是を唐衣のりよあびうぬるりぬる女
是より信七後代古代の良別あつた
土佐家と画くは後代中古以来の作と
書くは石川と後代の作と画くは古代の作
と云々

予は唐衣のりよあびうぬるりぬる女
是より信七後代古代の良別あつた
土佐家と画くは後代中古以来の作と
書くは石川と後代の作と画くは古代の作
と云々
予は唐衣のりよあびうぬるりぬる女
是より信七後代古代の良別あつた
土佐家と画くは後代中古以来の作と
書くは石川と後代の作と画くは古代の作
と云々

又同書より云々

日ウゲノカ
ラニ記ス如レ

又同書より云々
予は唐衣のりよあびうぬるりぬる女
是より信七後代古代の良別あつた
土佐家と画くは後代中古以来の作と
書くは石川と後代の作と画くは古代の作
と云々
予は唐衣のりよあびうぬるりぬる女
是より信七後代古代の良別あつた
土佐家と画くは後代中古以来の作と
書くは石川と後代の作と画くは古代の作
と云々

の令は必しとありしふ何故耶鞠の令はとありし
孔下字也古式の蹴鞠の令はとありしふ

一日本史卷百四十一經信ノ傳ニ

經信學琵琶有未藍蒼

是師ヨリ増シタリト云事歟荀子曰學不可已青出

於藍而青於藍冰生於水寒於水

按ニ此意歟冰藍蒼ト云事何ノ書ニモ未見

氷藍蒼 荀子ノ文ニテ出所明也如此ノ語ハ古語ヨ

畧シテ用ル例多キ事也略例求ルニ不及文士之

習不限之

一同書同條家忠ノ傳ニ

家忠序齒宣為園白

神任
今鏡

序齒宣ト云事何ノ事ニ候哉

序齒 序ハ次第也序次トゾクル也齒ハヨハイ也

年老次第也年老宿老ノ次第ヲ云

序齒宣為園白

一軍器考神正鎗劔ノ条ニ

今世搢紳家ニ用ラレ

搢紳家何トヨク候哉

搢又作縉字彙縉ハ搢同ト李奇曰縉紳字木作搢

搢挿也○紳玉篇ニ大帶也

搢紳ハ東帶シタル人ノ事此方ニテハ公家衆也

右之條奉窺候

忠寄

柱松古書ニ見アタラス 按柱ハ炷ノ誤ナラン 炷玉篇
ニ之成切燈也トアリ 炷松ハ松木ヲ燈ニスルナレバ
即タイニツノ事ナルベシ 香一タキテ一炷ト云 炷ハ
火ニ燒ク事ナリ 炷松タイニツトヨムヘシ
折出太刀 甘露寺職人歌合箇打ノ繪ノ詞ニある
アヤリヨクウラヒヨクアリウチイテハ金銀ヲ
打ノバズ事ト聞エタリ 然レハ金銀ヲノベタル太刀ヲ
折出ノ太刀ト云ヘシ 盛衰記ニ木曾ノ巴カ着タル笠
ヲ折出ノ笠ト云モ同シカルベシ

服葦毛 不詳但惣身白リテ 服ノ邊ノニ葦毛ナルヲ
云ニマ馬毛変色様々アリ

折ハへ 折ハへ長キガトハ馬ノ大ヒテノビラカナル躰
ヲホメテ云也ハへハ延ノ字也古今集春上貫之
ウモウのウツカホヒも白人の袖ウツカ
人のウツカ 飛鳥井栗雄抄ニ振延ト書トアリ

貞丈考

翠簾

帽額

此字イカ、ヨニ可申哉モカフカ
是ハ翠簾ノ惣シテ縁ノ事ヲ申候哉

みとノ上の方ハヤミ水川キトアハ哉イウ

左右の縁り又中より有之細キへく此分右いづり
みまのつゝの縁紅花形の窠ト有之紅花形ト
パス事いづの事ト
みまのつゝ印多分らんきと右木此のやうな形
付らんいづと多くア
金入の切しを仕も有く石若也色いり(ざ)か
うり
右を通れ意意仕んものより書付る
行はまうらんゆけり
なるはかなる
八月廿八日
多賀常政

奉問

- 一 巻繻の事いづり心得ア
- 一 細縁の事いづり心得ア
- 一 束帯の節捻扇打
- 一 表冠の瓦草緒トパス事いづり心得ア
巻繻ハ武官ノ縁シ冠ニアリ繻ヲ内へ巻キテ小キ
ホウワリカケテ夾ミトノオクナリ木ハ黒クヌル也柏
夾ト云ハ右ニ似テ別也 繻ヲ外へ巻テ小キ木ヲワ
リカケテ夾ミ留ル木ハ白木ナリ是ハ非常ノ警固ノ
時用之焼トアル時ト如此ナリ
細繻ハ武官ノ六位以下用之是モオウカケノ冠ニアリ

細ク繩ノ如シ平キ物ニアラス巻纒ノ如クワナニ
ニテアルナリ

檜扇ハ束帯ノ時ハ持タス衣冠ノ時ニ持也束帯ニハ
笏ヲ持ナリ

衣冠ノ時革緒ト云ハ革緒ノ太刀也俗ニ云衛府ノ
太刀也本名野劔ナリ

奉詞

一 耳んん巻

一 耳ん巻 是を長カヨクガカ

一 けんん巻

けんのまき次よりや又何の同縁もや新巻のナリ也

池長刀よかきりや

一 衛府の太刀太刀ノ白丁めをわやけを田力丸之
ノ切用ル歟

一 奴袴 薄き

右名目と漢書をいれん式也

巻

一 耳んん巻 裁りもろもろて長ク巻ゆるりよ其

巻数多キ有千の巻とアいの字ニさしてはき

要即ちしつゝまきと福の字ニさのたれ字の

如く千原巻ともアいの字ニさるとし千の巻目

をいれわられ巻ともアいの字ニさるとし千の巻目

をいれわられ巻ともアいの字ニさるとし千の巻目

一 いろ巻を蛭と云出の巻竹うらうらまたとくも
是を今と細くしを悔と入らるなり

石鏡長刀のあり

一 ぼくし巻 石鏡長刀

一 漆府のち刀白さめ二切ニ不限か一七二七 古書又

何はそくすは歎皮上はゆき一二又石物事なる

一 奴袴 薄青 青さ色のうらとさくし藍の色ぬり

さくしと青さくとPの浅黄とPの黄のうらとさくし

藍色のうらとさくしと今ぼくあさくとPの浅葱とさくし

いとりしとPの野菜の紫の色ぬりともさくしとさくし

藍のち若いぶとPのされともさくしとさくし

用とゆきとさくしとあつと用とさくしとさくし

とつけて用とさくしとつけてさくしと浅葱も仰藍色の

うらとさくしと薄青の事とさくしとも浅黄とさくし

多く厚巻とPのうらとさくしと装束あるとも浅

葱の字用とさくしとさくしと又浅黄と厚巻とさくし

やさくしとさくしとさくしとさくし

貞丈

一 退紅うらとさくしと連の何位何安さうと連のや

官方攝亂 大石石具にけりある竹さくしとさくし
石連とさくしとさくし

一孔子ノ祭リヲ江ニテニテ秋菜ト申候古書ニハ秋奠ト
有之何レヲ可用候哉

延喜式其外古書ニ皆秋奠ト有之候

一袖扇ハ女ノきぬハ袖ト云ハル事アリト袖扇ト云ハル事
アリ且又袖ハ黒色ノ事ト申候哉禁中女房内ノ
記ノウチニ黒ト云字コトコト付ケ有之候事可成
扇ノ名ハ袖ト侍ノ事モ不詳ナル且又袖ハ黒色ト
シテ又黒心ナル貞丈梅男ノ装束ノ下ニ有クモ
袖也又同形ノ衣トシテ又女子ノ唐衣ノ下ニ
有クモ袖扇ト云コトヤウナル又ハ袖扇位ト云

通ハル事アリト不詳見所ハ志シテ装束要領抄ノ
後附ノ見入ハ枚数三十九枚ト云又仙卷家ノ
内室ト近衛友岑女ノ下ハ人形持ノ扇ト云見セ
ル如ク扇ノ上ノウチニ大きくハシタルハ取及ハ枚
数多クモ不詳ナル如ク此ノ上ノ扇モ三十九枚中
扇モ二十枚ト云ス候ハ階級ト云クハ書籍ハ
見及ハ事モ有ル事モ不詳候

一束帯ノ時申友太刀ヲ帯シル事勿漏ルリ此ノ時至
人言美ノ御前ト帯シル事
主上侍衛ノ方ハ言ハル事モ有リ帯シル
今世ノ事モ有ル

○潤沃ヲ以テ美稱トス

○神何

神妙不測ヲ以テ美稱トス

○磐何

堅固不易ヲ以テ美稱トス

○齋何

清潔ヲ以テ美稱トス

字彙注云
潔也

○八何 八弥也

○增益無限ヲ以テ美稱トス

或ハ数ヲ用ヒ事モ有リ弥ヲ八ニ寓スルナリ

○真何

正真不雜ヲ以テ美稱トス

○豊何

豊饒ヲ以テ美稱トス

右ノ如クレバ齋庭齋殿等ノ齋字ハ齋戒致齋散齋ノ義ニ
偏ナラズ神衣神香等ノ神モ神祇ノ神ニ偏ナラズ後世ノ人
上世ノ神祇ノ事ヲ云故毎事毎物尊敬シテ美稱ヲ冠ラシム
ル也愚考 然リ賢意如何俯奉仰高諭也

伊勢平藏貞丈

奉呈

奈佐大先生玉案下

近年儒士文ヲ書クニ家ヲ家ニ作り康ヲ康ニ作り
吉ヲ吉ニ作 重ヲ重ニ作り宗ヲ宗ニ作り治ヲ
治ニ作ル類點畫ヲ省キ闕ク事將軍家ノ御諱字ヲ
憚トセ是近世渡来ノ漢工ノ書ニ先王ノ諱字ヲ用ルニ
ハ點畫ヲ省キ闕クニ倣フ歟此事漢工ニテモ後代始ル
歟上代ニハコノ事ナクシテ先王ノ諱字ヲハ避テ用ヒズ
別ノ字ヲ代ヘ用ル也猶モ太古ニハ別ノ字ヲ代ヘ用ル事
モナカリシニヤ論語ニ周ノ諱ノ字ヲ避ズシテ用ヒタ
リ吾カ国史ニモ諱ノ字ヲ避ズ公式令ニモ諱ノ字ヲ避
ル事見エズ況ヤ點畫ヲ省キ闕ク事見エズ今世ノ儒士
將軍家ノ御諱字ヲ憚ル事ヲ知テ天子ノ御諱ノ字ヲ憚
ラザルハ左ヲ知テ右ヲ知ラス前ヲ知テ後ヲ知ラズ
愚昧也ト云ベシ 桓武天皇延暦四年五月丁酉ノ詔ニ
先帝當帝御諱ヲ避ヘキ由續日本紀ニ見ヘタレ共是ハ臣
下ノ名ニ避ヘキ由ノ詔也文書文言作字ノ禁法ニハ
非ズ

貞文

一 後明 山岡氏自身ヲ書ク伴ハキハアケトあり
後字アリ
一 廢目 廢一字トシハ火ヲ物ト伸スル也廢斗ト
書テモいノ一ノヨリ也斗ハまるじとク枳ノヨリ也廢
の枳トモ枳ありとハ形廢の枳ニ似テ由入廢斗

ト云

一 相撲人左方ハ左マシメ今更々ト云フ何書クも見ナリ
寸ハサレトモ志進ト云ル江沼方ハ轉見テ如シ

一 深ノ字ノ多ク深正字也畧シテ深又深ニ作ル小篆ニテ
懐如此ニハ深正字ニテハハ畧シテ深ニ作
一 今ハ説文トハ説テ如シ

一 川ハ板川ノ月吟味トシ別紙懸自ハ用テ所
ハツト区一トシトハ

貞丈

一 常就事常ノ字トシハ養朴子常ク氏書ハカ(才
存九常クハ似セム

一 蠟石ハ名セテ如シハ赤キト多ク要者石トハ石ハ色白
ク赤ク多ク海ノ石ト目留ニテハ石ハ近年ト云フ
如シハ赤ト多クハ赤ト下五トハ赤ト多クハ赤ト然
目留ニテハ赤ト多クハ赤ト下五トハ赤ト多クハ赤ト然
物トシハ下五トハ赤ト多クハ赤ト下五トハ赤ト

一 魚繪面白クシテ繪トシハ
右名繪ト云フ也

先聞 先生患眼疾瘡于否勿忘治療嘗祈請事件
病間垂教則幸甚々々冀免蒙不脩

右貞丈

儒生某返簡

あはれ事 葉炳譚の仇誤を以て少々の大塚一高を
考ふるに少の葉炳譚の事文類聚ノ文為甚既
玉来膠少ノ五ノ字誤ニテハ大塚氏事文類聚増補
類譜リハハハ為甚既下来レ有之右ハ和板ニテハ若
唐本ニ至之或ハ有之而事文類譜支書共ニ唐本
ヲ見ハ知唐本ノも既下来ト云之ハ玉来トハ云之ハ
既下来ニテハ句調ハ玉来ト有テハ句不調ハ下来ヲ
玉来ト見誤ハニテ可クハ
是也
為甚既玉来ヲ 非也

東涯ハ

御網葉ノ考

御網葉ノ事歌ニ三角拍トヨメリ三角拍ナ。トノ音通
ズレハ同物ナルヘシ按ニ三角拍ト云ハ楸和名アカメカ
シハト云木ナレヘシ救荒本草及貝原ガ大和本草等ニ
委ク云カ如シアカメカシハノ葉ニ三ツノ尖リアレハ三ツ
拍トモ云ヘシ○日本紀通證ノ註ニ類聚国史作三角
拍延喜式作御網拍又三津野拍大嘗會式ニ曰午日
造酒司人別給拍受酒而飲訖テ即為鬘大神宮大
同本紀曰神嘗祭以十七日直會奇宮之采女二人
御網葉盛酒每人給
忠寄云此酒ヲ盛ト云事不審葉ニテハ酒ハ飲カタ

カルベシ但葉ヲクボメテ酒ヲウケテ飲タル歟

野田忠肅ノ説ニ木ノ上ニカツラノヤウニオヒタルヲノ

ホリテ切オトス時ヒテ式フシタルヲトラズ堅サニオ

チタルハカリヲトルト云事不審予アカメカシク葉ヲ

以テ考ルニ葉ニ節ノタケタルト節ノタケサルトアリ桂ノ

木ノ如クシケリタル木ノ枝ヲ切りオトシテカトノシカ

トタケタルヲトリ節ノタケサルヲトラズト云フ事

テハ無キ歟

○御細葉ハ神供ヲ盛土器ノ内ニシキ候事モ御坐候哉

忠寄

一我國上右の人の詞は神の物に瑞の字を付くヤム

瑞ハ左の如く瑞陽の意なり神の物と慶賀し

てハ神の物に瑞の字を付く事と神の

物とを区別するのみならず神の物とを区別する

ことと神の物に瑞の字を付く事とは異なる

なり神の物に瑞の字を付く事とは異なる

事と神の物に瑞の字を付く事とは異なる

字も陽物と書くべく神の物に瑞の字を付く

事と神の物に瑞の字を付く事とは異なる

字も書く事と神の物に瑞の字を付く事とは異なる

の事と神の物に瑞の字を付く事とは異なる

文字の意を考へて神の物に瑞の字を付く

事と神の物に瑞の字を付く事とは異なる

とびのがしを瑞柏とするもそとびのいづらと名
とす事 本徳をいふも 十二又子ノと音相通じら
ゆふつのとつるも 中いといふとよつりて
中細柏ツツも 中細葉ツツも 中葉とくしを云ふ
日本記の曰はる 中世に
こびのうもむいびなるも 同地を 花別るい
まこいづりつるも 下の葉の字の物徳を 天徳
神くまは神下は名徳なりとすはよ同一徳もつ
の柏とすなりつる文字はぬぬ人の字と加てるる
まのいそをいふの物徳ニツかざるつるつる
唐の文も物徳ニツかざるつるつる
一 ちがれりつるの形夫木抄の形長明の徳よりいふ

柏のまろく葉のちくく代ととす 寂らは原乃
飲もとくのとえはの長くこととす 長明の飲
の自注も 廣サ三四寸長サ三尺とくくとくも葉の
形細長葉ぬとすんはちかきつるつる物もは徳也
いづらぬぬぬぬとくされをさるぬ人の多うとて
とくつる

一 ちがれりつるの形夫木抄の形長明の徳よりいふ
又二見の神のあつるつる徳もはちかきつるつる
けりつるの本は神志摩の地ちかきつるつるつる
すんをいふぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ
一 此葉もつる酒のちかきつるのちかきつるのちかきつる

一 ありく ぼくのいふこともりえくはかざりし志を
アとくげくのいふをなく長明が物神酒を
そほのかしとのともみいそくといふと多くた人
るもいふさうの世後をもきくとし物さうの由
ういふり酒の心杯とさう事をもあぶくは物
二 神倉なるゆかりもいふてんめさうとて酒酒ヲ盛ト有ルニ
酒ヲ灌クヲ云
一 野田忠清の流又本のよまかたのやうな物正喜
そい忠清、詞さういふく夫木抄の文さうとた
肅がヤうさう

一 ちのりのかしとらういふ志のいさうと物さうを
と明徳記よりえさうさうらふを禁と知り物さう
物さうさうさうと海さう字と物さうさうさう海さ
さういふとさうさうさういふ
一 みゆのかしとらう同と物さうさうさうさう
物さうさうさうさうの地さうさうさうさう
あさうさうさうさうさうさうさうさうさうさう
と定さうさうさうさうさうさうさうさうさう
さうさうさうさうさうさうさうさうさうさう
形のかしとらうさうさうさうさうさうさう
一 三角の事さうさうさう瑞瑞のさうさうさうさう
字さうさう三角の字さうさうさうさうさう三角
さうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさう

形三角より内（是と）のわたりとす。ハ、
ゆりつけ、は、
ゆりめ、
一、
を古書、
作

伊勢平家白丈夫

出

ハ、
信

微磨 此字と用、磨、相同

信玄像一、
羽、
袖、
右、
腰、
中、
左、
以

一文官の人さ刀の帯帯りしに取の年但用の袋

平担ト云ぬる如く書違は

一平日の兼物と云ふの衣冠よりいふは

如河々なる

一文官の人易と云ふは取のつらむは

文官武官と云ふ用

二月

別段に記す

一鷹と仁徳天皇の御代高麗より御くちを河の至
足跡と云くはるるをたれは鷹狩のしつと云

有る一羽二羽と云ふは家連と云ふ又鷹のちと
いふ時は雛子の羽をいふその外は鷹の羽をい
はると云ふは

有るを百濟國と云ふは

内國依細ノ七倉ニテ所弭古ト云人ノ張リタルアミ

ニ有ノカ、リシヲ捕テ奉ル其時百濟國ヨリ来

リ居シ秦ノ酒公其有ラツカシ始シ由日本紀ニ見エタ

リニ条良基公ノサカ野物語ニ有ハ百濟國ヨリ後

シナル由記シタニヒシハアヤナリ也○一連ト言テ

ヒトモト、ヨム○有るノ鳥ト云ノ事如何

一冠服と云ふは鷹の羽也院系より狩衣を

ト取

如回聞及

一靴ハ東市の時々々冠の時々々
 足袋と靴と一付の割目足之上取
 足袋と靴と一付の割目足之上取
 靴免ニテも一付の割目足之上取
 靴免ニテも一付の割目足之上取
 靴免ニテも一付の割目足之上取
 靴免ニテも一付の割目足之上取

一古刀長刀の介 折物 俵は兵はれ別をい
 古刀長刀の介 折物 俵は兵はれ別をい
 古刀長刀の介 折物 俵は兵はれ別をい
 古刀長刀の介 折物 俵は兵はれ別をい

俵は兵はれ別をい

時ニ依テ威儀ノ為ニ用ル時ハ俵ハトヨビ征戦ニ備ル

二ハ兵仗トヨブ是上吉 事後代ハシカラズ如同

一婚礼ニハ蝶男蝶女ト用ル
 蝶を子孫と生けりて絶言事とト取

何の故ト云事正ト云書ト云

てト云事正ト云書ト云

一扇の要ト云喜式ニ蝶目ト云

一 大將の正装を赤地に副将を紫地也その傘を赤紫と不着と承い

大將の鎧直垂何色とて七定なり一 蜀紅 錦ハ大將ニ限ル只の錦と誰とも大將より申す此等直垂考見

一 士鳥帽子と古圭冠と云て上下通して是より中古より毎皮のこゑと承い

圭冠侍えぬの事よあはれ 一 額カケ綱ケツは角とトとよむハ誤り也と承い

と承い

額ノ字ハ字書ニナシ和名抄ニ夾額ノ字ヲ用テカウ

ケナトアリカウケケノ事ヲ外ノ古書ニハエハタトアリク、リ漂トヨムハワロシキクトヤトヨムハアヤミ也

一 太刀ハ栖スル輕カの太刀と云ふ是額と云ふて鏝ハ紫也 鳥を鳳凰也紫と和名抄ニ付の事と訓す鳳の紫なり

と承い

此間の語とスカル太刀ニアラズ大神宮ノ神宝スカ

ル太刀延喜式ニ有り其圖軍器考ノ圖式ニアリ

一 供奉行幸其外供行列と録ト云事古キ言葉也 夫亦ハ白銀の月費のち刀と云けを承いとリス 彼等々ツル古キと云ふハト承い

供ノ行列ヲ練トハ云ハス練歩トテ至極足遅ク一
所ニ立テ居ルヤウニ身ヲ勤カズシフカニ歩ムヲ
子ルト云也大臣ノ練歩習アル事トシ

才一 貴人ハ五札不成付状ヲ用 政務帳 其家臣

ニ付申達之家臣ト我位シテ下ニ降ク是亦モ事也

才二 左多所管致 人々中進上滑上ヨカス

何官実名 表巻ノウラニカ

苗氏 ウラニカト云

才三 進上 武者小紙致 是ノ路名ト云其人是所ノ名ヲ書ナリ 何官実名

苗氏 ウラニカ

滑上進上ニ封シカス人々中ノ時モ同

滑上 何路致致

何官実名 ウラニカ

滑上ノ等者ハノ手ニ依テ御所
滑上ト申名状ノ進上ハノ手ニ滑上ト申

才五

乃 全文ヲ用ノ奴代切辞也 小補韻會 音ナイ下畧シテ

ア 十也 トノ通音ナル故轉シテノニ用歟

又 左ノ俗書尤也 ナラ省テトス ヒニナル故

了 美ノ省也 ニナル故 ニ用

文 世ノ草書也 セラ省 ストス

爪 受ノ省也

天明三年癸卯正月十日 伊勢平藏貞大

源宗悟 納



文化三年丙寅十一月十三日書子畢

